

厚生労働省和歌山労働局発表
平成27年4月2日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 総務部企画室
	企画室長 井上剛宏
	企画室長補佐 山本信樹
	電 話 073-488-1101

「平成27年度和歌山労働局行政運営方針」を策定

～雇用の安定・確保、働き方改革、女性の活躍推進、労働災害防止等を重点～

和歌山労働局（局長 中原正裕）では県民のニーズに的確に答えた行政運営を行うため、和歌山地方労働審議会の審議を経て、「平成27年度和歌山労働局行政運営方針」を策定しました。

労働局、県下5カ所の労働基準監督署、8カ所の公共職業安定所（ハローワーク）において、平成27年度はこの運営方針に基づき業務を推進していきます。

なお、平成27年度の重点は以下のとおりです。

1 「働き方改革」等の取組の推進

県、市町村、地域の経済団体、労働団体と連携し、地域の将来を担う若者の確保・定着に向け、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な労働条件の下での多様な働き方の普及のための全県的な取組を推進する。

2 魅力ある職場づくりに向けた雇用対策の推進

雇用の安定・確保のため、職業紹介業務の充実強化を図るとともに、地域創出に向けた自治体の取組を支援する。

3 男女がともに能力を活かし、働き続けることの出来る環境整備

労働者が性別により差別されることなくその能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等確保対策の徹底を図るとともに、女性の活躍推進のための企業に対する働きかけ等の取組を実施する。

4 労働者が安全で健康に働くことが出来る職場づくり

死亡災害をはじめとする労働災害の減少を確実なものとするため、管内の実情を的確に捉えた監督・個別指導等を積極的に実施する。

*詳細は、添付の和歌山労働局行政運営方針をご参照下さい。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

平成27年度

和歌山労働局のとりくみ

労働基準監督署・ハローワーク



平成27年度 和歌山労働局における労働行政基本方針

労働局は、働く人々の福祉と職業の確保等を図り、経済の発展と国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に厚生労働省の地方労働行政機関として都道府県単位に設置されています。

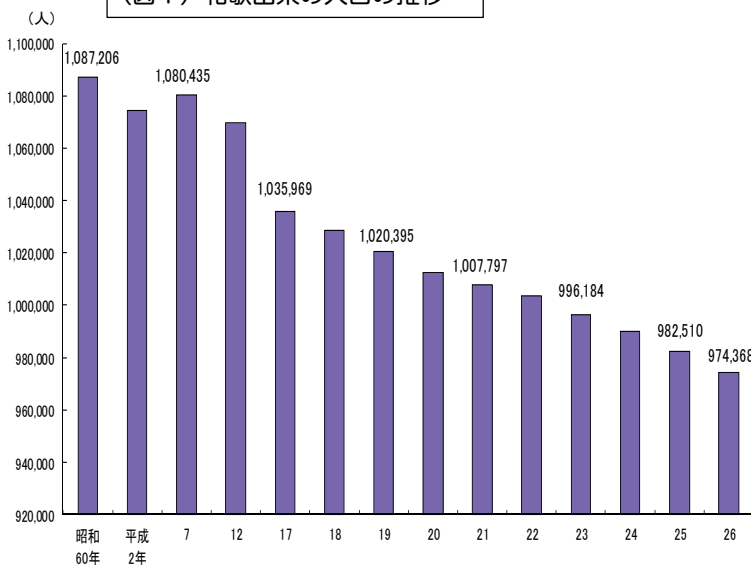
和歌山労働局は、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応と事務処理の迅速化に努め、労働基準行政分野、職業安定行政分野及び雇用均等行政分野が連携を密にして和歌山県内の総合労働行政機関としての機能を一層発揮するため、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）が一体となって、以下の対策に取り組みます。

【主要対策】

- 第1 魅力ある職場づくりに向けた雇用対策の実施 4
- 第2 安心して働くことができる環境整備 10
- 第3 男女がともに能力を活かし働き続けることのできる環境整備 16

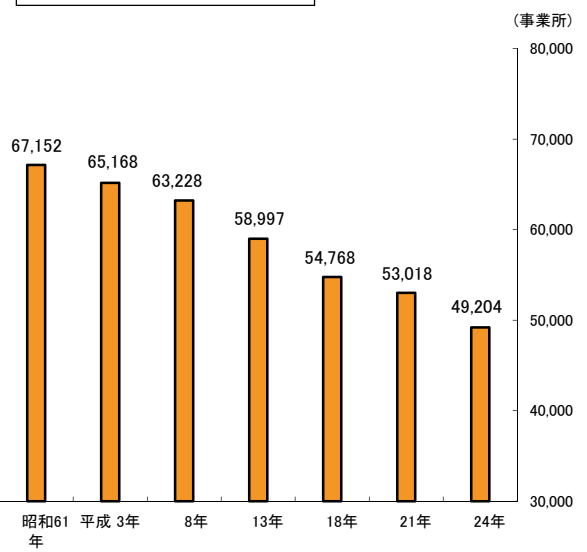
グラフで見る和歌山県内の労働情勢

(図1) 和歌山県の人口の推移



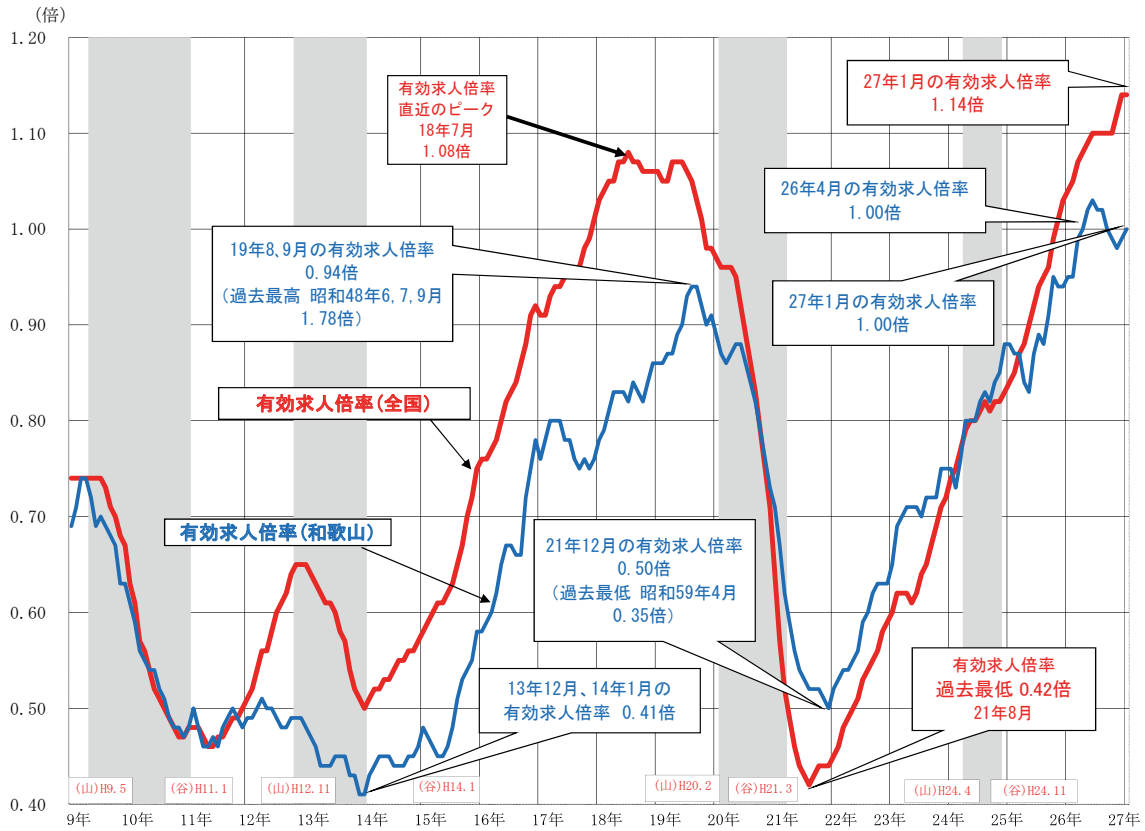
(資料出所:和歌山県人口調査結果)

(図2) 事業所数の推移



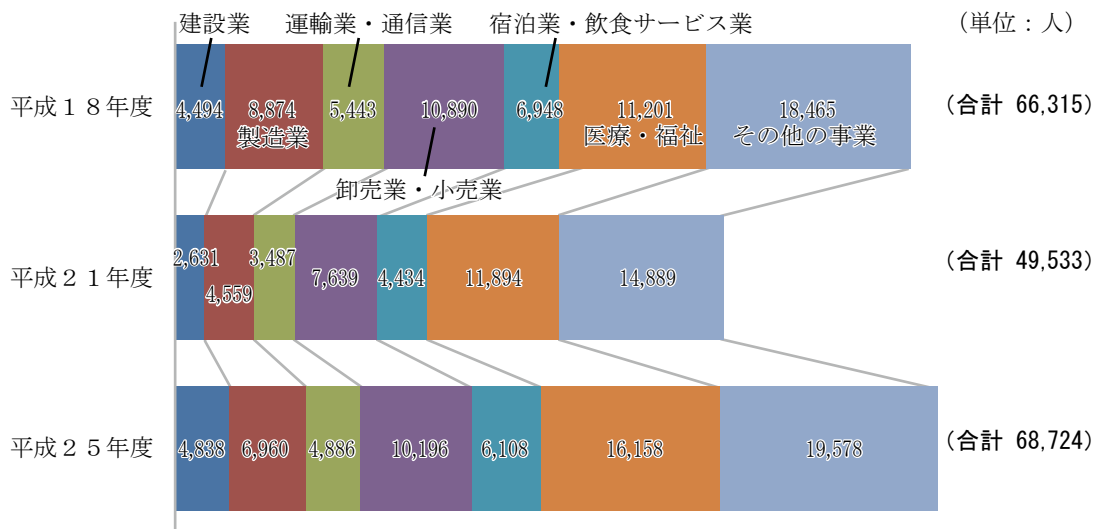
(資料出所:総務省 経済センサス基礎調査)

(図3) 和歌山県と全国の有効求人倍率の動向



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※シャドー部分は景気後退期。

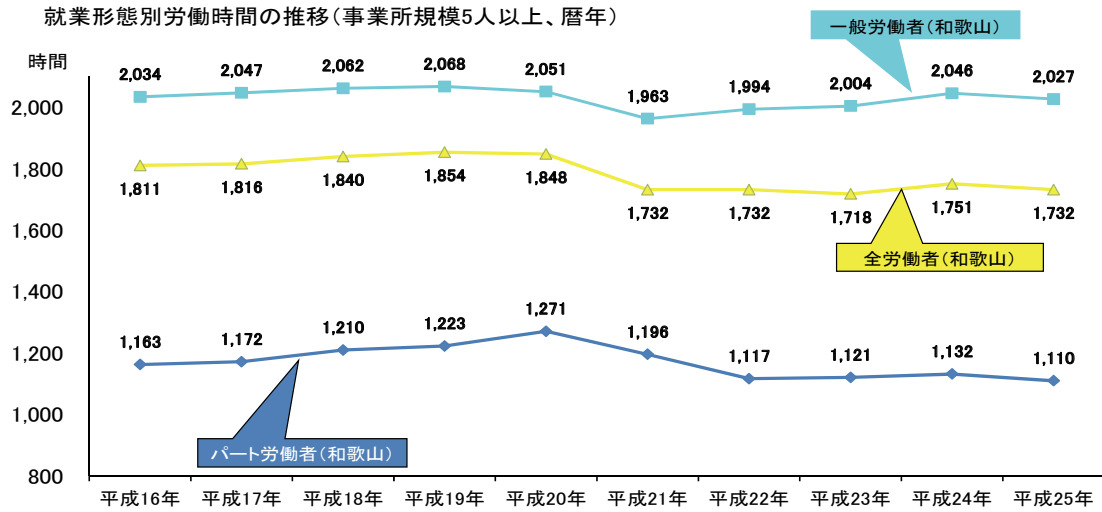
(図4) 和歌山県における産業別新規求人数の推移



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

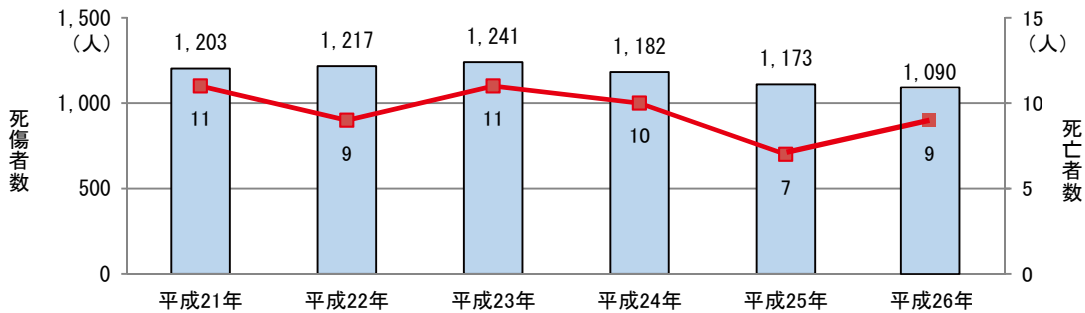
(図5) 和歌山県の年間労働時間の推移 (労働者1人平均)

(注:「全労働者」=「一般労働者」+「パート労働者」)



(図6) 和歌山県における労働災害による死傷者数の推移 (休業4日以上の死傷者数及び死亡者数)

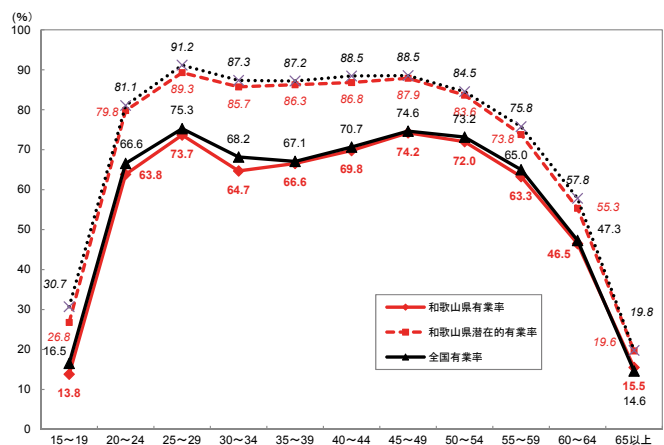
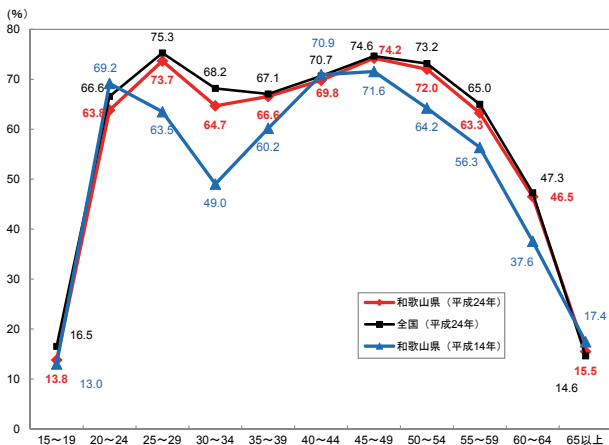
資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」



資料出所:和歌山労働局労働基準部健康安全課

(図7) 女性の年齢階級別有業率

(図8) 女性の年齢階級別潜在的有業率



(注:潜在的有業率=(有業者+無業者のうち仕事をしたいと思っている者)/15歳以上人口×100)

資料出所:図7、8:総務省「就業構造基本調査」

第1 魅力ある職場づくりに向けた雇用対策の実施

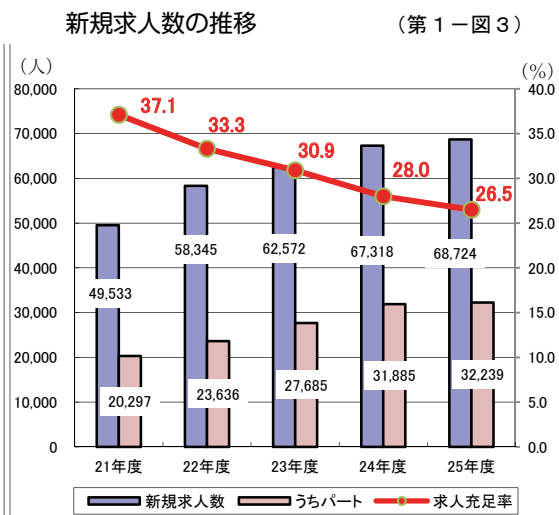
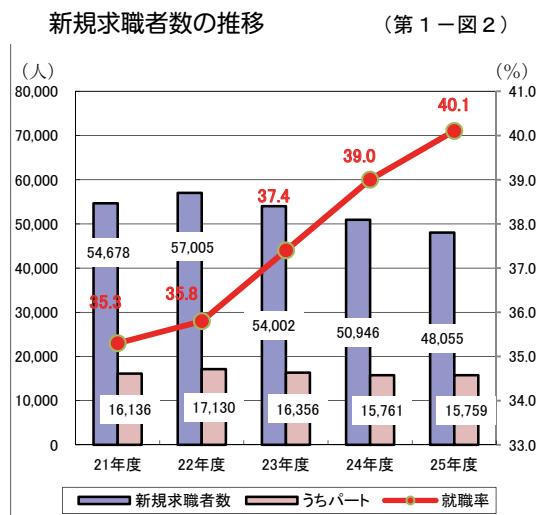
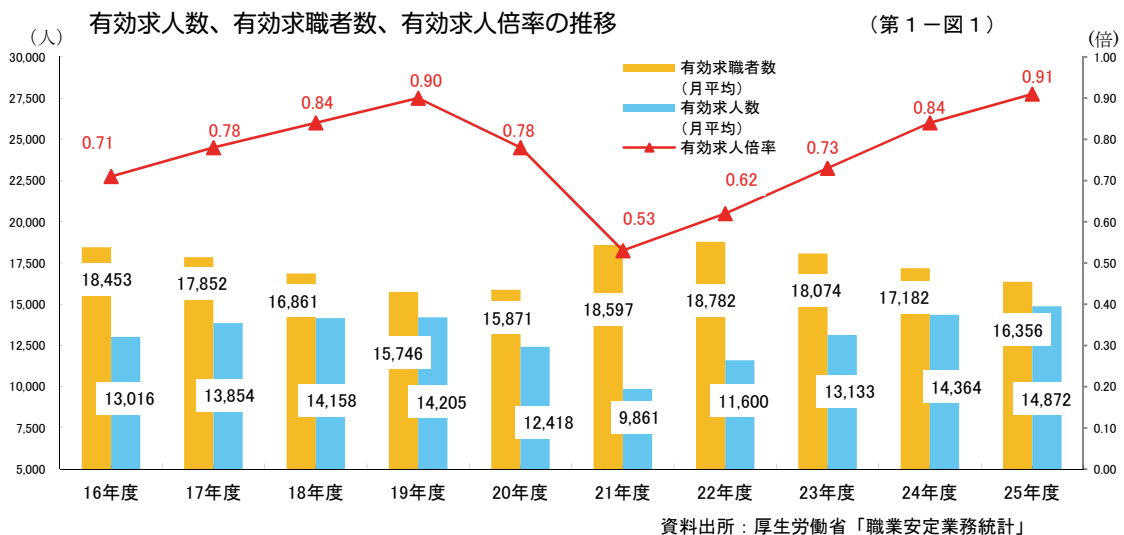
1 マッチング機能の充実強化

(第1-写真1)

ハローワークの職業紹介業務については、求人・求職票に記載される情報内容の一層の充実を図るなど基本業務の更なる徹底を図り、マッチング機能の強化に努めています。

また、今後は雇用情勢の改善に伴い、求人数が増加するものとみられますが、最近の状況では、就職率は上昇しているものの、求人充足率は低下しています。このため、求人開拓の重点を良質求人の確保に置きつつ、求職者、求人者双方のニーズを的確に捉え、積極的かつ機動的なマッチングを推進します。

なお、雇用保険受給者に対しては、労働市場の現状や早期再就職のメリット、長期失業に関するデメリットの理解促進を図り、最新求人等とマッチングを行うなど早期再就職支援を強力に推進します。



2 自治体等と連携した雇用対策

(第1-写真2)

和歌山県と労働局の協定に基づく「ワークプラザ河北」での一体的実施の取組や和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」での生活保護受給者に対する就職支援、「紀の川市ふるさとハローワーク」における紀の川市と連携した職業紹介を推進します。

また、和歌山の企業等へのU・Iターン就職希望者に対しては、和歌山県と連携して、綿密な相談援助や職業紹介を実施し、Uターンフェアの開催や「U・Iわかやま就職ガイドブック」の配付により、求人情報と就職機会を提供します。

さらに、地域ごと創生プランの推進により労働局やハローワークが地方自治体や他省庁の施策とも連携しながら、首都圏から地域に必要な人材を呼び戻す取組をハローワークや自治体が協力して行うこととします。



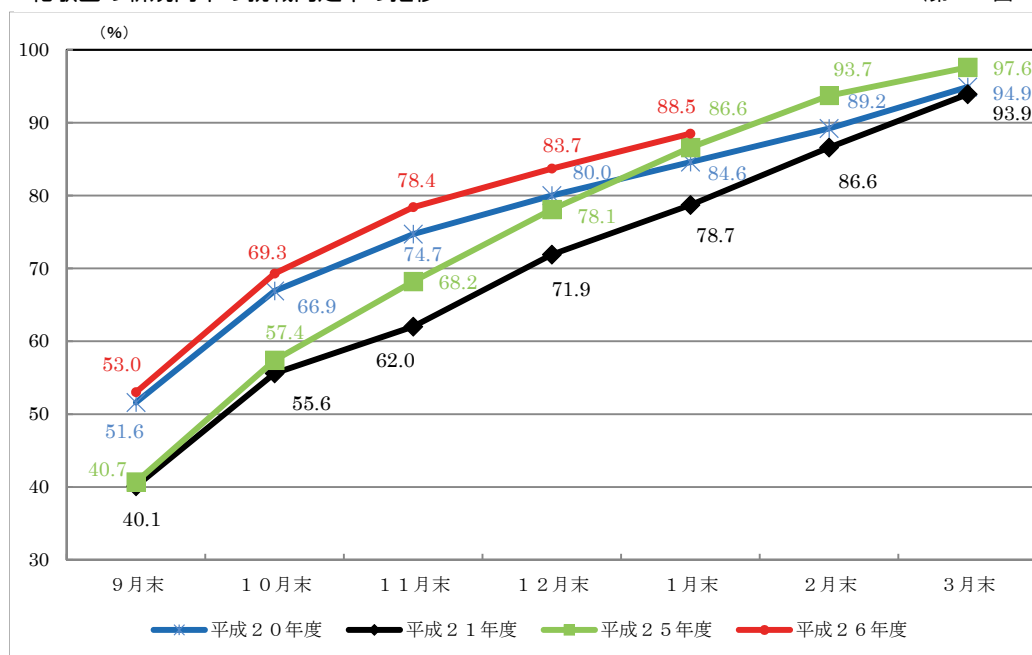
3 若者の雇用対策の推進

新規学卒者の就職を支援する学卒ジョブサポーター等を活用して、学卒求人の確保と学生に対する職業相談等を実施します。また、「わかやま新卒応援ハローワーク」を拠点に、現役大学生等を対象に大学等への出張相談や大学等の協力による未内定者の全員登録、集中支援などを実施し就職を支援します。

- ・ 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- ・ 就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
- ・ フリーターなど若年非正規労働者に対する就職支援
- ・ ニートの状態にある若者の自立支援

和歌山の新規高卒の就職内定率の推移

(第1-図4)



資料出所: 和歌山労働局職業安定部職業安定課



4 若者の安定雇用の確保

子育てしながら就職を希望する女性等に対して、キッズコーナーやベビーチェアの設置により子ども連れで来所しやすい環境を整備したマザーズコーナーにおいて就職支援サービスを提供します。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望に適合する求人開拓を実施します。



(第1-写真3)

5 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

(1) 非正規雇用対策の推進

ハローワークでは、正社員としての就職に結びつくよう担当者制による職業相談・職業紹介を始め、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職支援セミナー、住居・生活相談など、きめ細やかな支援を行います。

また、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等に対し、キャリアアップ助成金を活用して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを推進します。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護

派遣元・派遣先事業主等に対して、個別・集団指導を実施し、法令遵守の徹底を図り、労働者派遣事業の適正運営を推進します。

6 失業なき労働移動の実現

(第1-図7)

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、労働者のスキルアップやスキルチェンジを図っていきます。

- ・労働移動支援助成金の活用
- ・企業間の人材マッチングを行う
産業雇用安定センターのアウト・移籍
あっせん機能の強化への支援

ご存じですか？
労働移動支援助成金

事業規模の大小に関わらず、離職を余儀なくされた従業員に対し、再就職の支援や、その受入れを行う事業主に助成金を支給します。

転職させる企業（送り出し企業）だけでなく、転職者を受け入れる企業（受入れ企業）にもメリットのある助成金です。離職を余儀なくされた労働者の雇用の安定のために、ぜひ、この助成金をご利用ください。

<助成金の内容>

労働移動支援助成金	受入れ企業
再就職支援助成金	雇用する従業員の再就職支援を目的として専任した専任職員（再就職支援専任員）を再就職支援のために、 ・労働移動センターの研修を必要とする場合に支給（再就職支援助成金）
受入れ人材育成支援助成金	再就職支援センターが事業主が提供する、応募者からの研修などを受入れ、訓練を行った場合に支給。

※この助成金の申請は、労働移動センター（労働移動支援センター）の窓口で行ってください。

<申請の流れ>

```

    graph TD
      A[労働移動支援助成金] --> B[送り出し企業]
      A --> C[受入れ企業]
      B --> D[労働移動支援センター]
      C --> D
      D --> E[労働移動センター]
      E --> F[労働移動センター]
  
```

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。労働移動センターにお問い合せください。

労働移動支援助成金（再就職支援助成金）の窓口URL：ポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shoyaku/0000147280.html>

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援助成金）の窓口URL：ポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shoyaku/0000147290.html>

労働移動支援助成金（再就職支援助成金）の窓口URL：ポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shoyaku/0000147280.html>

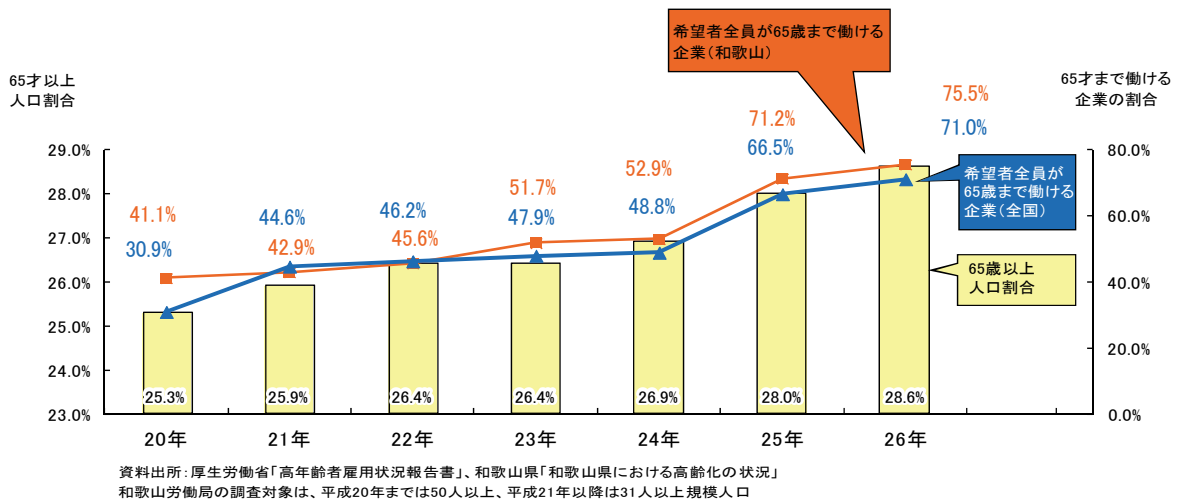
厚生労働省・労働移動センター・ハローワーク

7 高齢者の就労促進

- 平成26年6月1日現在で、和歌山県内民間企業における継続雇用制度導入等の高齢者雇用確保措置の実施状況は98.2%（全国98.1%）、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は75.5%（全国71.0%）となっています。
- 企業における高齢者の雇用が一層進むように取り組んでいくとともに、高齢者に対する再就職支援を充実・強化するなど、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（「生涯現役社会」）の実現に向け環境整備を図ります。

和歌山県の高齢化と希望者全員が65歳まで働ける企業の割合

(第1-図8)



8 障害者の就労促進

(1) 雇用率達成指導

平成26年6月1日現在で、和歌山県内民間企業の障害者雇用率は、2.06%（全国1.82%）と比較的高い水準にあります。雇用率達成企業の割合は、57.0%（全国44.7%）と前年の57.2%に比べ低下しています。

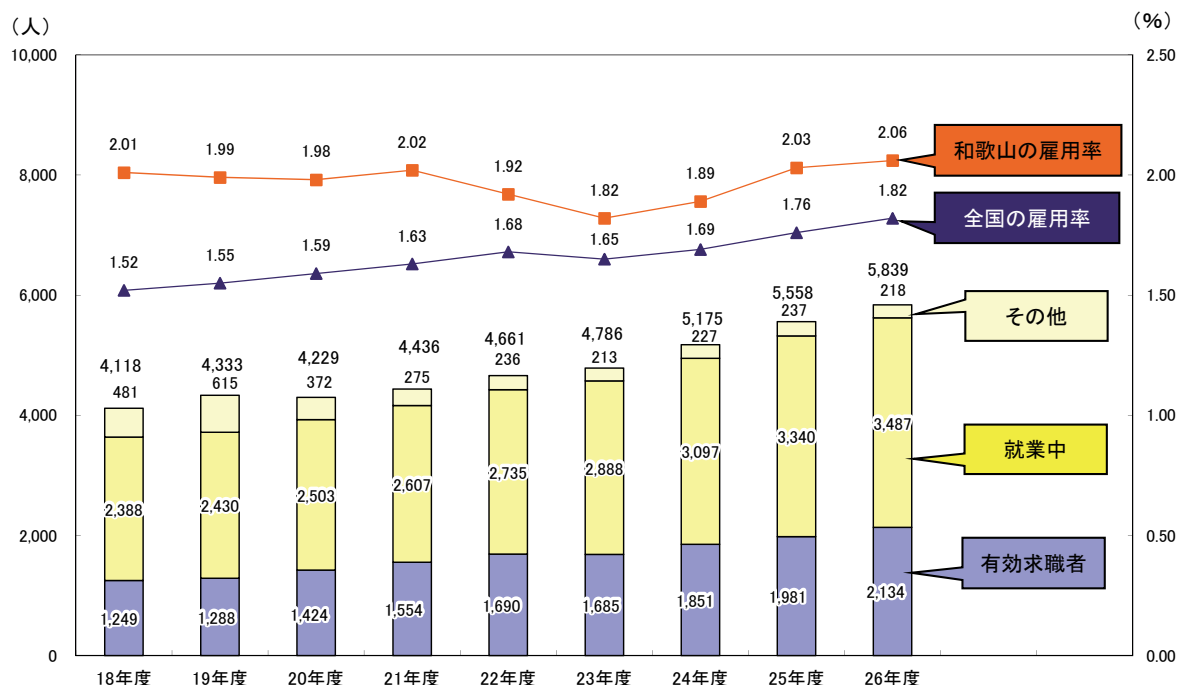
このため、法定雇用率未達成の企業等に対して、事業所訪問による指導などを積極的に実施するとともに、障害者の方に対しては、カウンセリングを始め、職場実習の開拓、就職後のフォローアップ等一貫した支援を行います。

(2) 地域就労支援の強化

特別支援学校や福祉施設等、地域の関係機関と連携し、情報の共有化を図り、就職から職場定着までの「チーム支援」を実施します。また、労働局が中心となり関係機関との連絡調整のもと、職場実習先の確保等を行い、障害者が福祉や教育、医療から雇用へ移行することを推進します。

民間企業における障害者雇用率及び障害者求職登録状況の推移

(第1-図9)



※ 雇用率は平成24年度までは56人以上規模、25年度からは50人以上規模の事業所からの報告（各年度6月1日の状況）

※ 登録状況は各年度末の人数（26年度については26年12月末の状況）

資料出所：厚生労働省「障害者雇用状況報告書」、「職業安定業務統計」

9 重層的なセーフティネットの構築

生活保護受給者等のほか、生活保護の相談者で受給に至らない生活保護受給のボーダー層を含めた生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口における担当者制による相談支援や地方自治体へ巡回相談の実施、さらには常設窓口の設置によるワンストップ型の支援を行うなど、地方自治体と連携して早期の支援を行います。

生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況（平成26年4月～12月）

（第1-表1）

区分	生活保護	児童扶養手当	住宅支援給付	相談段階他	計
支援対象者数	351人	415人	11人	13人	790人
就職者数	188人	270人	1人	9人	468人

資料出所：和歌山労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

また、求職者支援訓練を通じ、求職者が新たな職業能力や技術を身につけて早期の再就職を実現するために、地域の求職者の動向や訓練ニーズにあった訓練コースを設定し、的確な受講あっせん等訓練機会の確保に努めるとともに、訓練終了後は、担当者制によるきめ細やかな支援を行います。

求職者支援訓練実施状況（平成26年4月～12月）

（第1-表2）

開講訓練コース		受講者数	定員充足率	就職率
コース数	定員数			（平成26年8月までの終了分）
35コース	538人	344人	63.90%	84.80%

資料出所：和歌山労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

第2 安心して働くことができる環境整備

1 労働条件の確保改善対策の推進

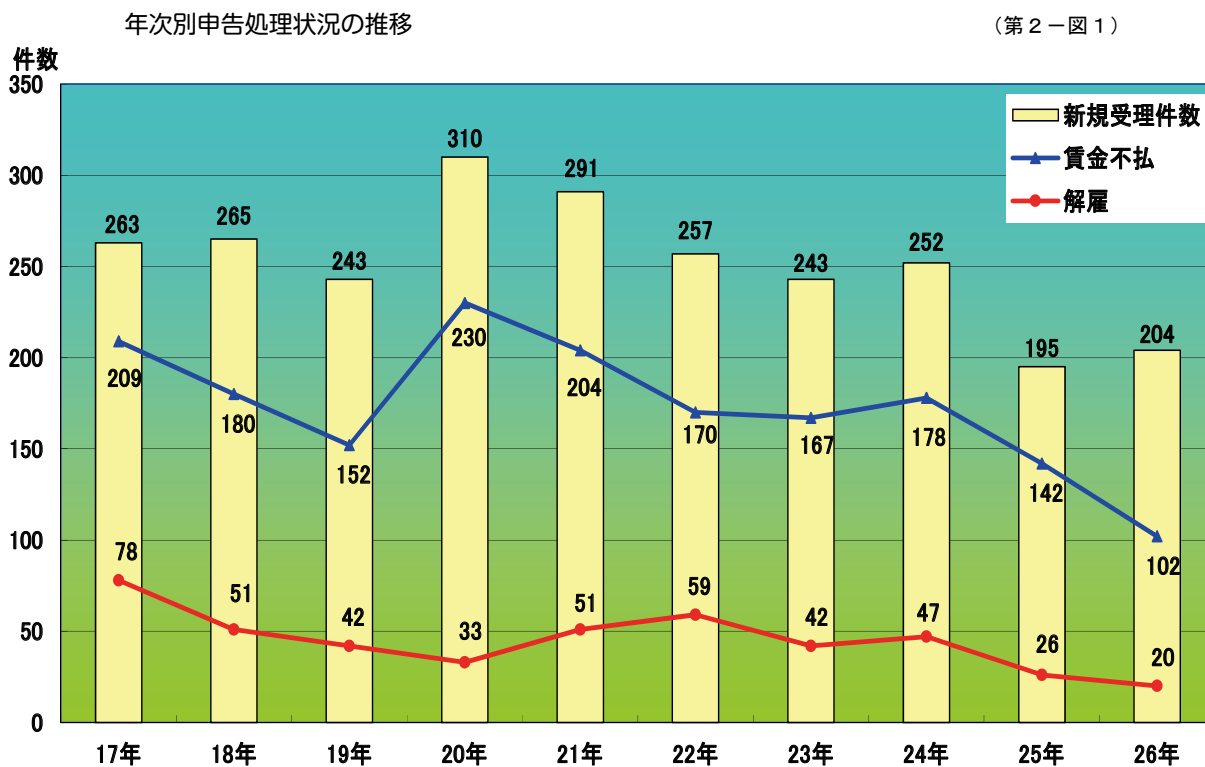
相談・申告の件数は減少傾向にあるものの、監督署に寄せられる申告及び労働相談の内容を見ると、長時間・過重労働又は賃金不払残業に関するもののほか労働基準関係法令上の問題が認められる内容の事案が数多く寄せられているため、引き続き、監督指導による法定労働条件の履行確保を図るとともに、特に長時間過重労働に対しては厳格な監督指導を実施します。

(1) 長時間過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の履行確保を図るとともに、特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間をを超えていると考えられる事業場や、長時間過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行っていきます。

(2) 基本的労働条件の確立及び賃金不払残業の防止等

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立など労働基準関係法令の遵守徹底を図り、これを定着させるための監督指導を徹底するとともに、賃金不払残業に係る問題が存在すると思われる事業場に対しては、その防止の徹底を図るため、「労働時間適正把握基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施し、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処していきます。



資料出所：和歌山労働局労働基準部監督課

2 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

自動車運転者は依然として長時間労働の実態にあるなど、特定の労働分野における労働者の労働条件については、分野ごと特別な問題を抱えている状況にあるため、各分野の特性に応じた対策を立てていくとともに、特に、次の分野における法定労働条件の履行確保対策として、計画的な監督指導を行っていきます。

- ・自動車運転者（労働者）使用事業場
- ・外国人技能実習生使用事業場
- ・介護労働者使用事業場
- ・警備業労働者使用事業場

3 労働者の安全と健康の確保

(1) 労働災害の防止

労働災害が多発している次の業種に対し、労働災害防止対策を重点的に推進します。

【製造業、建設業、陸上貨物運送事業、農林業、小売業、社会福祉施設】

また、全業種を対象に転倒災害の防止を推進する「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を展開します。

業種ごとの重点対策は次のとおりです。

【製造業】 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

【建設業】 墜落・転落災害の防止

【陸上貨物運送事業】 荷役作業における災害の防止

【農林業】 果実収穫、伐木作業における災害の防止

【小売業】 バックヤードにおける転倒災害の防止

【社会福祉施設】 介護作業における腰痛予防

業種別・年別死傷者数（休業4日以上）

（第2-表1）

	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年 速報値
製造業	296	308	332	301	295	258
建設業	179	192	174	211	192	161
陸上貨物運送事業	104	104	115	106	95	108
農林業	151	127	119	118	125	87
小売業	104	99	114	78	89	100
社会福祉施設	73	94	86	95	80	83
全業種	1,203	1,217	1,241	1,182	1,173	1,033

※26年速報値は平成27年1月末現在
資料出所：和歌山労働局労働基準部健康安全課

(2) 労働者の健康の確保

化学物質による健康障害防止対策に引き続き重点的に取り組むほか、メンタルヘルス対策、職場における受動喫煙防止、腰痛・熱中症予防を推進します。

重点対策は次のとおりです。

【化学物質対策】

有機溶剤、特定化学物質、がん原性物質取扱事業場に対する指導

化学物質のリスクアセスメント（平成28年6月までに義務化）について周知広報

【メンタルヘルス】

ストレスチェック制度（12月から労働者数50人以上の事業場に対し義務化）の円滑な施行

【職場における受動喫煙防止】

6月から受動喫煙防止措置が努力義務となることから、同対策助成金を活用した取組の促進

【腰痛予防】

「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底

【熱中症予防】

夏季を中心に屋外作業における予防対策の徹底

(第2-図2)

(平成25年度版)
職場での受動喫煙防止対策に取り組む
中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金 のご案内

この助成金は、職場での受動喫煙を防止するために、喫煙者の設置を行う際に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業種	雇用する労働者数	助成金
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
製造業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

(3) 一定の基準（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上）を満たす喫煙室を設置（改修も含む）すること

<平成25年度から助成金制度が使いやすくなりました>

助成金制度の変更点は以下の3点です。

- 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
- 助成率を1/4→1/2に引き上げ
- 反対対策を喫煙室を設置する場合に拡大

厚生労働省・都道府県労働局

4 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 働き方改革等の取組の推進

働きやすい職場環境へと改善していくためには、従来型の労働慣行にとらわれずに、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員の制度の導入など、働き方のスタイルそのものの発想を変え、より働きがいのある職場や人材を育み労働者を魅了する職場へと変革させていくための「働き方改革」を推進していく必要があることから、労働局内に働き方改革推進本部を設置するとともに、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化するなど働き方改革の取組を推進します。

(2) 仕事と生活の調和の実現と働き方・休み方の見直し

長時間過重労働による健康障害の防止に向けた事業主等の意識を高め、働き方・休み方の見直しを促進するため、働き方改革推進本部の下、年次有給休暇の取得率の低い業種又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタント等を活用して、改善のための助言・指導等を実施します。

5 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

また、賃金引き上げに取り組む中小企業に対する支援事業として、「中小企業最低賃金引き上げ支援事業対策費補助金（業務改善助成金）」の活用を促進します。

(第2-図3)



(第2-図4)



最低賃金決定状況

(第2-表2)

	最低賃金額 (時間額)	効力発生日
和歌山県最低賃金 和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、以下の産業に従事する労働者については、該当する最低賃額が適用されます。	715円	平成26.10.17
和歌山県鉄鋼業最低賃金	834円	平成26.12.30
和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金	765円	平成26.12.30

6 労災補償対策の推進

(1) 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・適正な処理に努めます。

特に、社会的に大きな関心を集めている精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、認定基準に基づき適正な事務処理を行い、的確な進行管理の徹底を図ることにより、迅速な事務処理に努めています。

(2) 労災レセプトのオンライン請求について

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになりました。

オンライン請求には各医療機関、薬局にも電子化による診療点数の算定ができるなどのメリットがあります。このため、現在、労働局では各医療機関、薬局に対しオンライン請求の導入に向けた周知、広報を積極的に行っています。

7 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

(1) 労働保険の適正徴収

労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成27年度の労働保険年度更新期間は6月1日～7月10日であり、効果的な周知・広報を行います。

(2) 労働保険の適用促進

労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、関係行政機関や適正加入促進事業に係る受託団体との連携により、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数

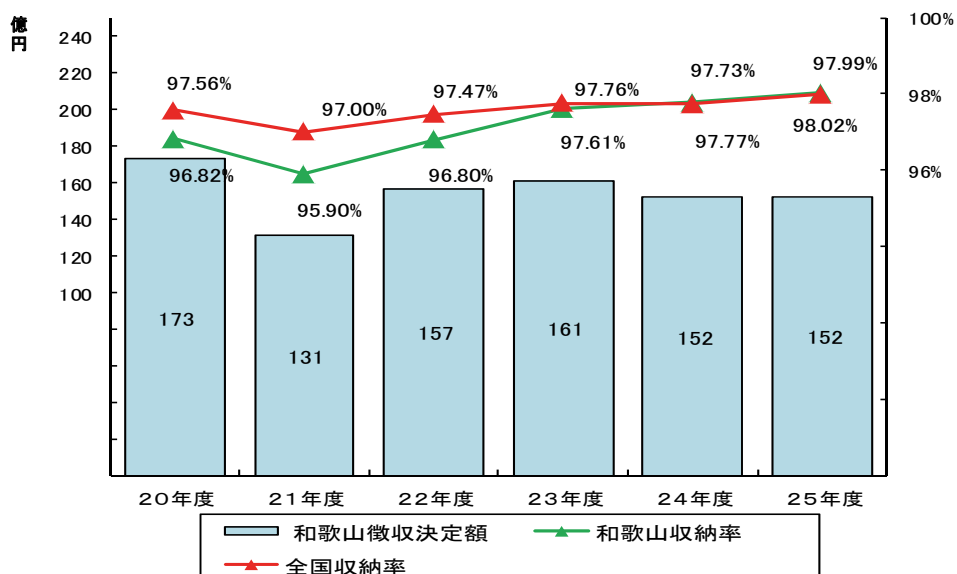
(第2-表3)

(単位:事業)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
適用事業場数	29,055	29,017	28,893	28,971	28,958	29,156
個別事業場数	13,656	13,761	13,807	13,885	14,010	14,227
委託事業場数	15,399	15,256	15,086	15,086	14,948	14,929

資料出所:和歌山労働局総務部労働保険徴収室

労働保険料収納状況

(第2-図5)



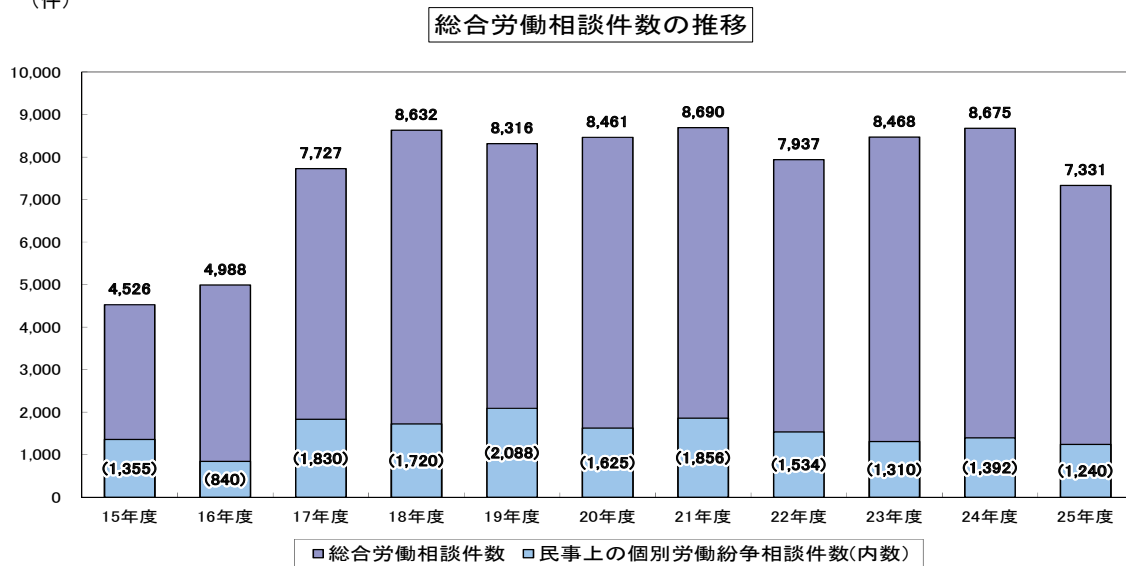
資料出所:和歌山労働局総務部労働保険徴収室

8 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題等の相談に対して、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。

また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（弁護士や有識者からなる紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。

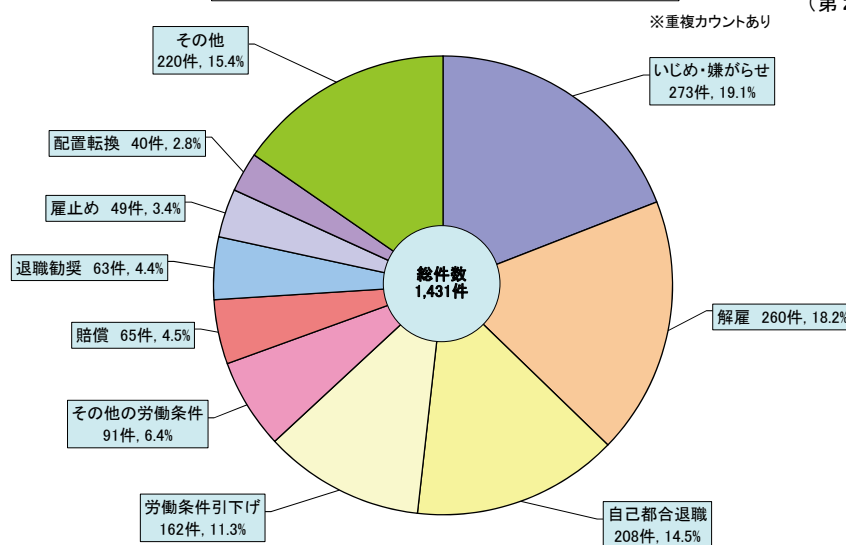
(件) (第2-図6)



資料出所：和歌山労働局総務部企画室

平成25年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳

(第2-図7)



資料出所：和歌山労働局総務部企画室

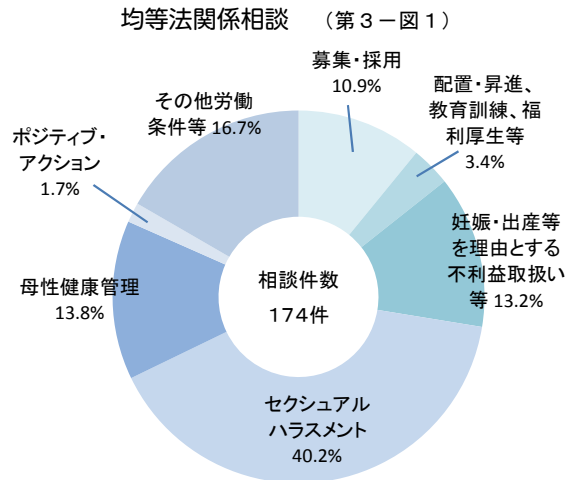
第3 男女がともに能力を活かし働き続けることのできる環境整備

1 男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進

(1) 男女雇用機会均等法の実効性の確保

男女雇用機会均等法の周知・徹底と法の履行確保を図ります。

また、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、職場におけるセクシュアルハラスメント等に関する相談が寄せられた場合は、相談者の立場に配慮しつつ、適切に対応し、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

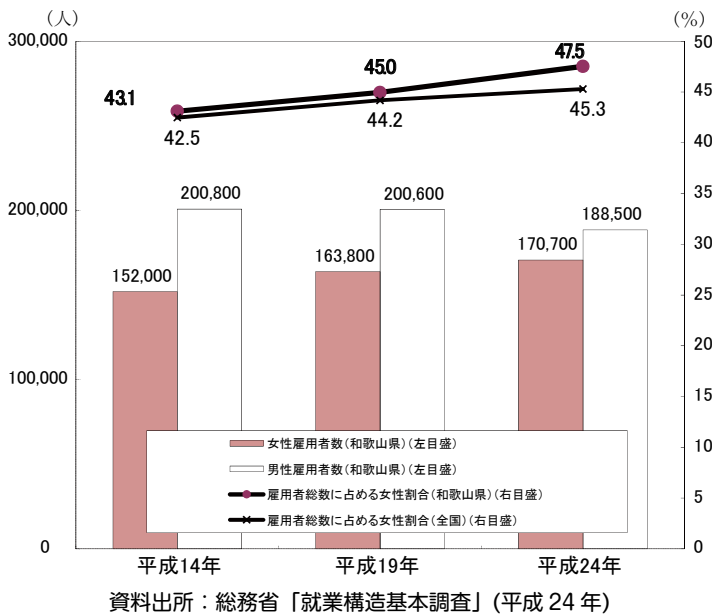


(2) ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

資料出所：和歌山労働局雇用均等室

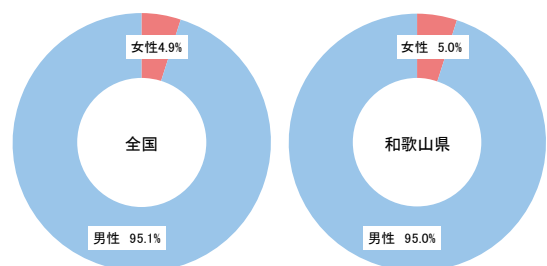
ポジティブ・アクションの意義や効果について理解されるよう一層の周知を図るとともに、企業が具体的な取組を行うことができるよう必要な助言等を積極的に行います。

雇用者（役員を除く）の推移 (第3-図2)



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

管理的職業従事者に占める女性雇用者 (役員を除く) 割合 (第3-図3)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)



2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の確実な履行

育児・介護休業法の周知徹底を図り、特に中小企業の事業主に対し、制度の確実な履行確保のための指導等を実施します。

また、育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聴き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(2) 両立支援に取り組む事業主に対する支援

「両立支援等助成金」の活用や「均等・両立推進企業表彰」の実施等により、仕事と家庭を両立しやすい環境整備を促進します。

(3) 次世代育成支援対策の推進

平成27年4月1日から施行される改正次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者101人以上の企業は、引き続き一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられます。

多くの企業が、次世代認定マーク「くるみん」や新たに設けられた「プラチナくるみん」の取得を目指して取組を進めるよう、企業訪問等により周知啓発を行います。



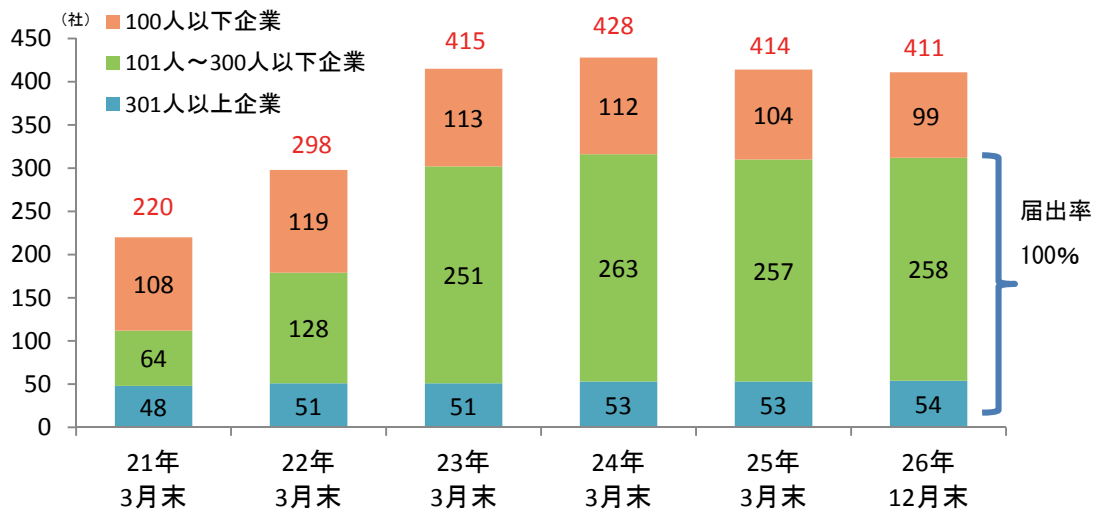
次世代認定マーク
「くるみん」



新たな認定制度
「プラチナくるみん」

和歌山県における一般事業主行動計画の届出数の推移

(第3-図4)



資料出所:和歌山労働局雇用均等室

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇確保対策の推進

(1) パートタイム労働法に基づく指導等

パートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員との均等・均衡な待遇が図られるよう、指導等を通じ、パートタイム労働者の雇用管理改善を図ります。

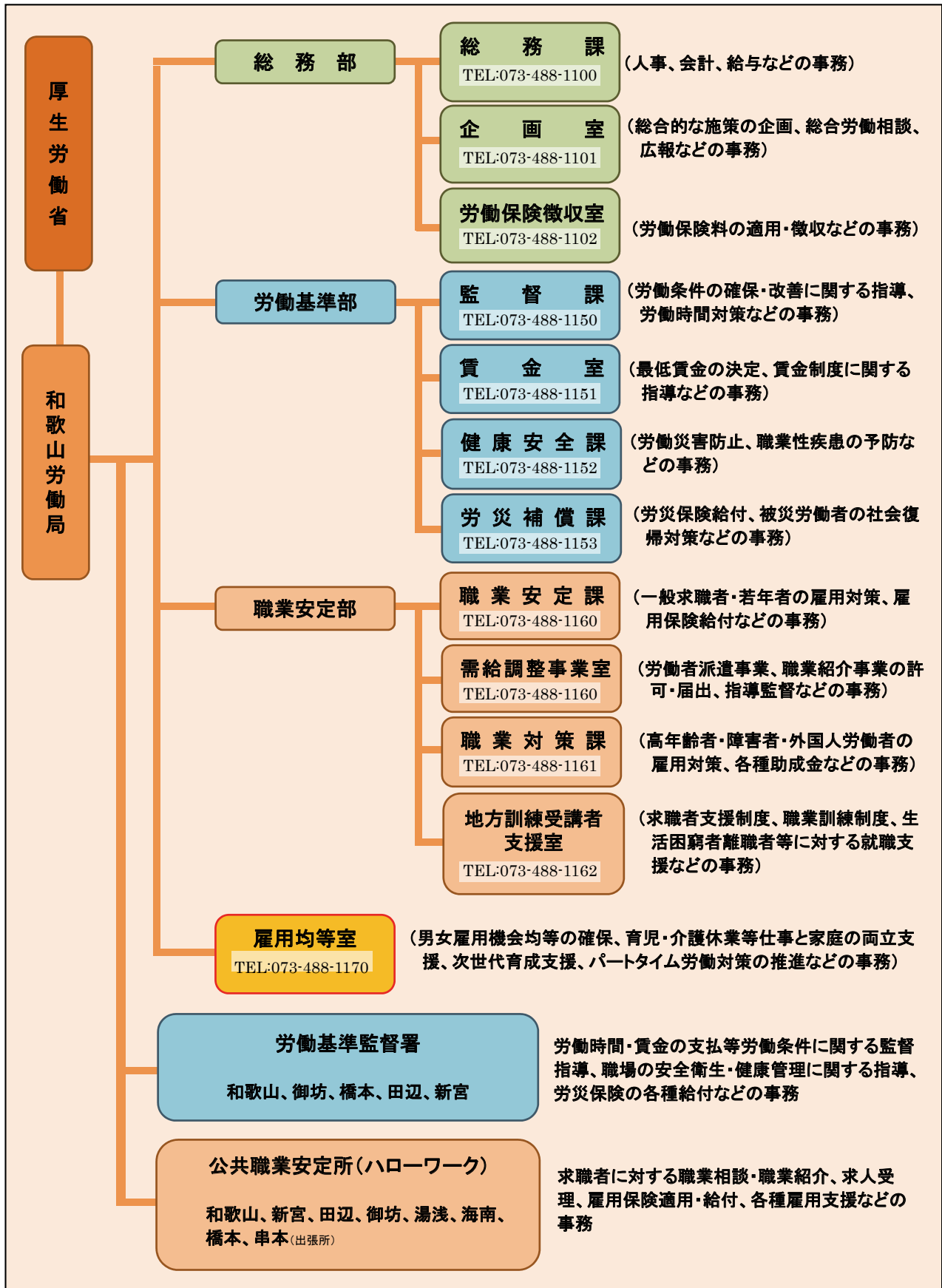
また、パートタイム労働者から個別具体的な事案に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聴き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主の支援

事業主に対し、パートタイム労働者の雇用管理改善についての情報提供を行うとともに、均等・均衡待遇に取り組むための具体的なアドバイスや、職務分析・職務評価の導入支援を行います。



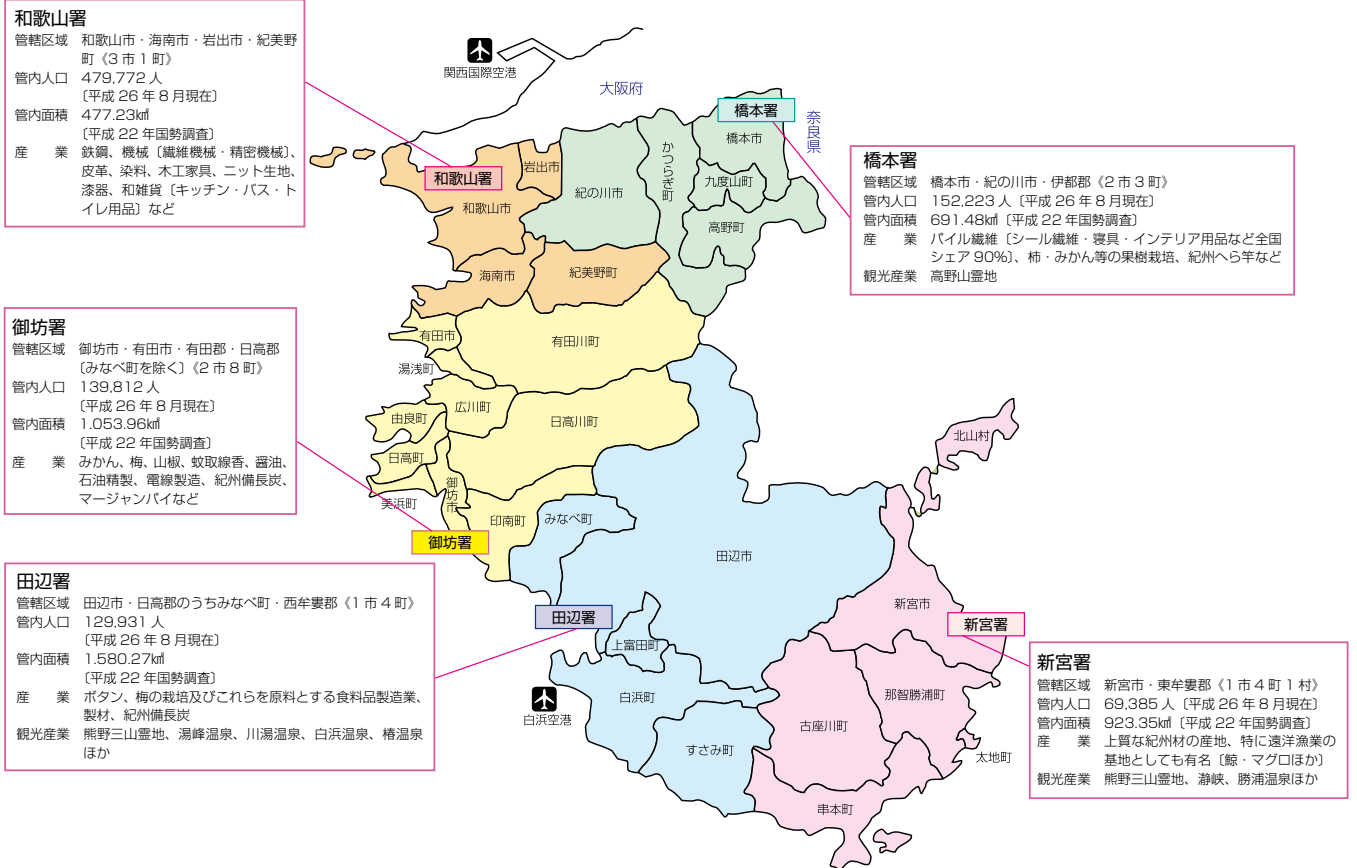
和歌山労働局の組織と主な業務内容



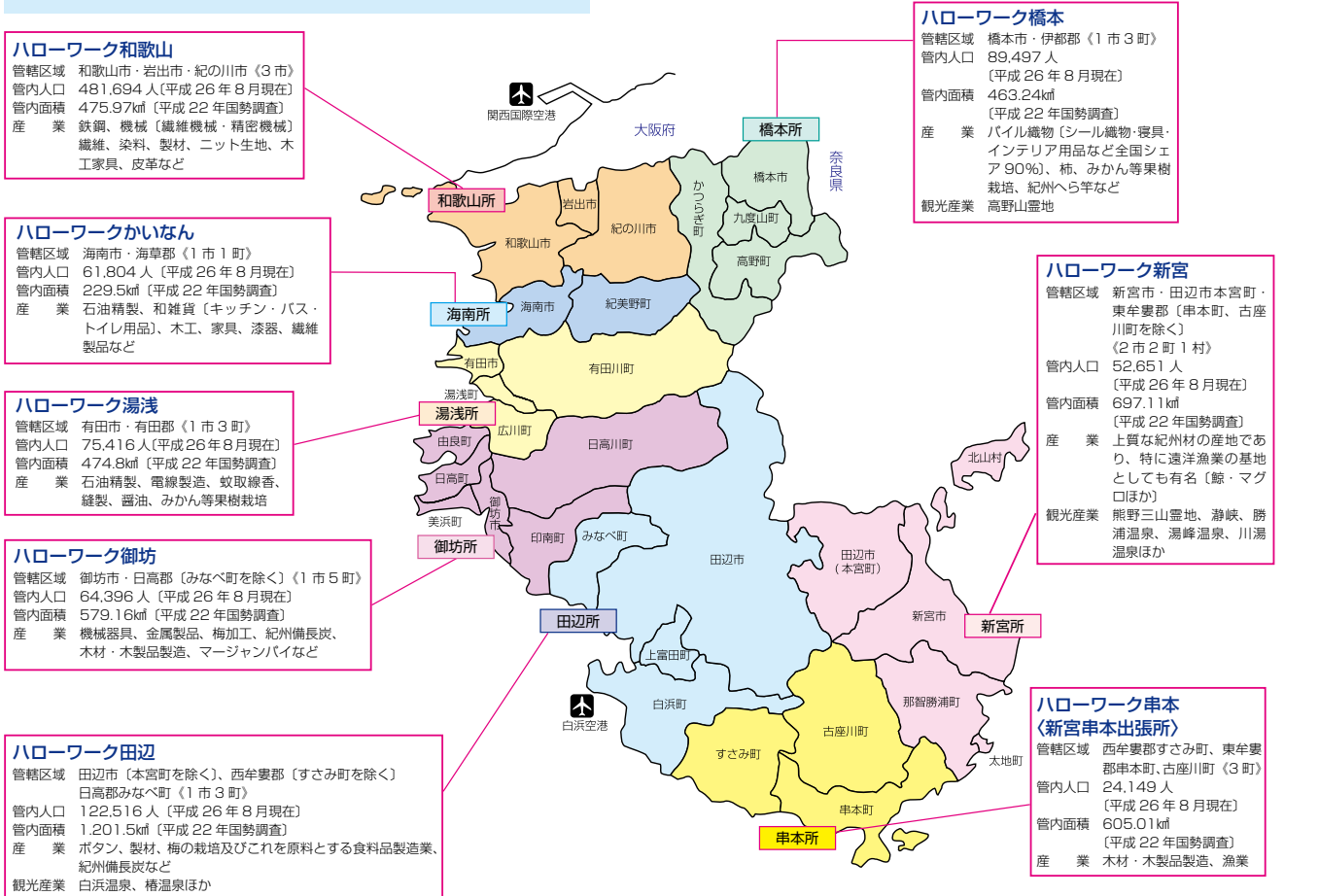
労働関係について相談したいとき(一覧)

相談の内容	相談先
○総合労働相談コーナー	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など 	労働局または 労働基準監督署の 総合労働相談コーナー
○労働条件に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談 	所轄の労働基準監督署または 労働局監督課
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金、賃金・退職金制度の改善などの相談 	労働局賃金室
○労働安全、健康管理に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全衛生、健康管理などの相談 	所轄の労働基準監督署または 労働局健康安全課
○労災保険に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険の申請や給付に関する相談 	所轄の労働基準監督署または 労働局労災補償課
<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険の加入などの相談 	所轄の労働基準監督署または 労働局労働保険徴収室
○雇用保険に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の申請や給付に関する相談 ・雇用保険の加入などの相談 	所轄のハローワークまたは 労働局職業安定課
○就職活動に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・求職、求人に関する相談 	所轄のハローワークまたは 労働局職業安定課
○職業訓練に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の受講などの相談 	所轄のハローワークまたは 労働局地方訓練受講者支援室
○外国人の就労に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談 	所轄のハローワークまたは 労働局職業対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の労働条件などの相談 	所轄の労働基準監督署または 労働局監督課
○労働者派遣、民営職業紹介事業に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業に関する相談 ・民営職業紹介事業に関する相談 	労働局需給調整事業室
○男女の均等取扱、パートタイム労働に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女の均等取扱、セクハラなどの相談 ・母性健康管理に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 	労働局雇用均等室
○育児・介護休業、次世代法等に関する相談	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護休業法等に関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談 	労働局雇用均等室
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付、介護休業給付などの相談 	所轄のハローワークまたは 労働局職業安定課

労働基準監督署管轄区域図



公共職業安定所管轄区域図

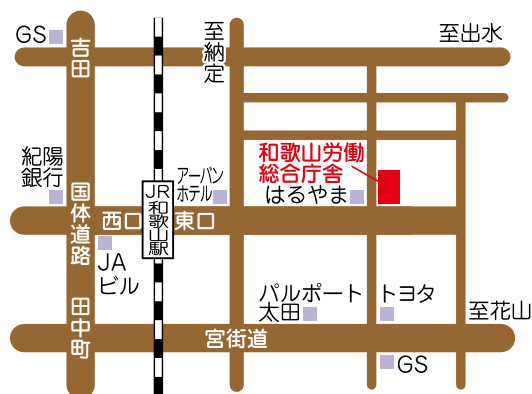


和歌山労働局の所在地

〒640-8582 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎

和歌山労働局ホームページアドレス

<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



県内の労働基準監督署

和歌山	〒640-8582	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 1階	
		方 面	TEL : 073-488-1200
		安全衛生課	TEL : 073-488-1201
		業 務 課	TEL : 073-488-1202
		労 災 課	TEL : 073-488-1203
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 1132	TEL : 0738-22-3571
橋 本	〒648-0072	橋本市東家 6丁目9の2	TEL : 0736-32-1190
田 辺	〒646-8511	田辺市明洋二丁目24番1号	TEL : 0739-22-4694
新 宮	〒647-0033	新宮市清水元 1丁目2番9号	TEL : 0735-22-5295

県内のハローワーク

和歌山 (マザーズコーナー)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目4-7	TEL : 073-425-8609
(東別館)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目4-7	TEL : 073-425-8609
新 宮	〒647-0044	新宮市神倉4丁目2番4号	TEL : 0735-22-6285
(串本出張所)	〒649-3503	東牟婁郡串本町串本 2000の9	TEL : 0735-62-0121
田 辺	〒646-0027	田辺市朝日ヶ丘 24の6	TEL : 0739-22-2626
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 943	TEL : 0738-22-3527
湯 浅	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2430の81	TEL : 0737-63-1144
海 南	〒642-0001	海南市船尾 186の85	TEL : 073-483-8609
橋 本 (マザーズコーナー)	〒648-0072	橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎 1階	TEL : 0736-33-8609

その他の職業相談窓口

ワークプラザ岩出（ハローワークプラザ和歌山）		
〒 649-6234	岩出市高瀬 74-1（ダイコービル 1 階）	TEL：0736-61-3100
和歌山ヤングワークサロン（わかやま新卒応援ハローワーク）		
〒 640-8033	和歌山市本町 2 丁目 45（ジョブカフェわかやま 1 階）	TEL：073-421-1220
紀の川ワークサロン（紀の川市地域職業相談室）		
〒 640-0411	紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側）	TEL：0736-65-3435
ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター）		
〒 640-8403	和歌山市北島 37-5	TEL：073-494-3050

総合労働相談コーナーご案内

和歌山労働局総合労働相談コーナー	TEL：073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）	TEL：073-488-1200
御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）	TEL：0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）	TEL：0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）	TEL：0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）	TEL：0735-22-5295